

1 ごみ処理の基本目標

経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルは、自然環境負荷の増大、地球温暖化、天然資源の枯渇、物質循環の阻害など、地球規模の環境問題を招いてきました。

本市は、国立公園支笏湖や名水百選に認定された「ナイベツ川湧水」など豊富な自然環境を有する都市です。こうした豊かな自然環境を保全し次世代へ引き継ぐことが私たちの責務と言えます。

そのため、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の構築を目指して、ごみの発生抑制、適正なリサイクルの推進、環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進に取り組んできました。この結果、市民・事業者・市の協働によるごみ総排出量の減量、リサイクル体制の充実、埋立処分量の減量などの効果が得られています。

近年、国では、量だけではなく質にも着目した循環型社会の構築に向けて、3Rの内リサイクル(再生利用)よりも優先すべき2R(発生抑制、再使用)の取組を重点的に推進するほか、「循環型社会」に加え、温室効果ガスの大量排出を抑える「低炭素社会」、そして自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築を統合的に取り組むために、リサイクル原料活用によるエネルギー消費抑制、廃棄物エネルギーの積極的利用による化石燃料使用の削減、農林漁村におけるバイオマス資源を活用した産業創出等を推進しています。また、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模で循環を図る地域循環圏の構築を推進しています。

今後も、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとで相互に連携・協働するとともに、国の取組を推進し、快適で住みよい生活環境を維持し、良好な環境を次世代に引き継いでいくために、「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の構築」を基本目標とします。

基本目標

「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展
が可能な循環型社会の構築」

2 ごみ処理の基本方針

基本目標の実現に向けて、ごみの発生抑制・再使用の推進、分別排出の徹底、資源の有効利用などによる生活様式の転換を促し、さらに排出されたごみの減量化・再資源化、そして、ごみからのエネルギー回収に適した処理施設の整備と維持管理を進めるため、次の3つをごみ処理の基本方針とします。

基本方針 1

ごみの発生抑制・再使用の推進

市民・事業者・市の3者が共通の認識を持ちながら、それぞれの役割分担のもとで責任を果たすとともに、3者の協働によるごみの発生抑制・再使用を推進します。

基本方針 2

適正なリサイクルの推進

ごみの再資源化により資源として循環させるため、再生利用品の使用の推進や資源回収拠点の拡大、資源の適正分別の推進などの取組を進めます。

基本方針 3

環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

ごみの処理によって発生する廃棄物エネルギーの活用や機器の省エネルギー化による二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減などで環境負荷の低減を更に推進するとともに、安全で効率的な施設運営などを推進します。

3 市民・事業者・市の役割

循環型社会の構築を推進するためには、生産、流通、販売、購入、消費、排出、回収、再使用、再生利用、処理・処分など各段階において、市民・事業者・市が適切な役割分担のもとで、自主的に、又は相互に連携・協働して、3R及び適正処理の取組を積極的に進めていくことが重要です。

(1) 市民

買い物袋の持参によるレジ袋の削減や町内会等で実施する集団資源回収への参加など、近年は3Rの取組が浸透しつつありますが、作りすぎ・食べ残しによる食品ロス発生などの課題もあり、あらためて日常生活において3Rの取組を推進する余地がないかを見直すことも大切です。

商品等の購入時、使用時、廃棄時など各段階において、国が進める3Rに、「リフューズ^{※32}」を意識した取組を進めることにより、発生抑制・再使用・再生利用の中心的な役割を果たして、環境にやさしい循環型の生活様式への転換を図っていく必要があります。

また、生ごみ処理機及びコンポスト等による生ごみの堆肥化や市が実施する分別収集への協力などの循環型社会の構築に向けた取組への参加・協力により、地域における循環型社会が拡大・強化することとなります。

【市民の主な役割】

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーレジ袋運動(買い物袋の持参) ●エコ商店の利用(簡易包装商品の購入、過剰包装の辞退) ●リース・レンタル商品の活用 ○ごみ減量につながる商品(詰替え商品等)、長期使用可能な商品の購入 ○計画的に食品を購入し使い切る(食品ロスの削減) ○生ごみの堆肥化 ○携帯電話など店頭回収の利用 ○物を大切に長く使う(家電製品等の修理等)
再使用	<ul style="list-style-type: none"> ○リターナブル容器^{※33}を使用している商品の購入 ○リユース商品などの活用 ○フリーマーケット・リサイクルショップの活用
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ○再生素材、リサイクル製品の購入 ○グリーン購入^{※34}の実践 ○ごみの分別の徹底 ○資源物の分別排出 ○集団資源回収への参加 ○家電リサイクル法^{※35}、パソコンリサイクル法の対象となる不用家電の小売店等への引渡し
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会の構築に向けた学習等への参加 ○市民団体などの自発的活動への参加 ○市民どうしの情報交換

※●は、不要なものを断る(リフューズ)取組です。

※32 リフューズ：不要なものを断ることを言います。

※33 リターナブル容器：リターナブルマークの付いた一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど、繰り返し使用されるガラスびんのことを言います。

※34 グリーン購入：商品などを購入する際、価格や品質だけではなく、環境への負荷ができるだけ小さくなるものを優先的に購入することを言います。2001年にグリーン調達法の促進を定めるグリーン購入法が制定されています。

※35 家電リサイクル法：「特定家庭用機器再商品化法」の通称です。平成13年4月に施行され、定められた家庭用電気機器のリサイクルが義務付けされました。

(2) 事業者

事業者は、事業活動において発生するごみを自ら適正に処理し、資源の有効活用を進める排出者責任とともに、拡大生産者責任の考え方を踏まえて、ごみの発生抑制、再使用や再資源化が図りやすい製品づくりを推進する必要があります。

また、生産、流通、販売等の各段階で、自ら使用済み製品・部品の再使用、簡易包装資材等の導入、グリーン購入を実践するなど、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制するとともに、再使用や再資源化を考慮した商品の開発、不用になった商品や使い終わった後の容器などのリユース・リサイクルシステムの整備を進めるほか、市民にサービスを提供するとき、あるいは商品を販売するときに、過剰包装の抑制、店頭回収の実施、不用になったものの再使用や再資源化の方法をPRするなど、市民の行動を支援する取組が期待されます。

【事業者の主な役割】

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供(使い捨て製品の製造販売・過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減など) ●簡易包装商品・資材の購入、過剰包装の辞退 ●リース・レンタル商品の活用 ○製造工程の効率化、歩留まりの向上 ○製品の長寿命化 ○修理、アップグレードサービスの提供 ○梱包材、包装材の削減 ○適量生産
再使用	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済み製品・部品の再使用 ○容器包装資材の再使用 ○再使用が容易な製品や部品の開発・製造
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルが容易な製品の開発・製造 ○リサイクルが可能な素材等の使用 ○循環資源、再生品の原材料等としての利用 ○回収ボックス等の設置 ○リサイクル製品の販売 ○グリーン購入の実践 ○再資源化を実施する廃棄物処分業者への処分委託
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルが困難なものの適正処理 ○有害物質を含まない、使用しない製品づくり ○管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○E C Oちとせ^{※36}の導入など環境全般への配慮 ○環境ラベル^{※37}の活用等環境配慮に関する情報提供

(3) 市

市は、循環型社会の構築に向けた市民や事業者の取組に対する必要な支援や情報提供などを行うとともに、ごみの処理量や処理状況を的確に把握し、ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進のほか、ごみを適正に処理するための計画の策定や施策の推進を実施します。

また、簡易包装商品の購入、ごみの分別・リサイクル、グリーン購入の実践など、3Rの推進に向けた行動を率先して行い、循環型社会の構築を推進するために必要な施策の展開や啓発等に取り組みます。

※36 E C Oちとせ：千歳市内に所在している事業所を対象とした、「環境配慮行動の取り組み方」を定めた規格です。経営システムの中に取り入れ、環境に配慮している証明になります。

※37 環境ラベル：エコマークなど製品や包装ラベル・製品説明書などに、購入者に伝達する文言を含む図形などを言います。

4 計画目標

この計画では、ごみの減量目標、リサイクル目標及び埋立処分量の減量目標の3つの計画目標を掲げて取り組みます。

(1) 数値目標

各種施策の実効性をより確実なものとするため、計画の具体的な目標数値を定めます。各計画目標値は、平成32年度と平成37年度を中間目標年次、平成42年度を目標年次とし、平成14年度を基準年次として設定します。

ア ごみの減量目標

① ごみの減量目標

排出されるごみの量を平成42年度までに平成14年度の実績に比べ**23%以上減量**します。

ごみ全体の排出量として、平成42年度までに平成14年度実績に比べ23.7%の減量することを目標とします。

家庭ごみの1人1日当たり排出量は、平成26年度の実績が659g/人・日であることから、平成42年度までに約25gの減量[※]が必要となります。

※みかんの皮では1個分、コーヒーの殻では2杯分、ご飯では1/6膳分、コンビニ弁当の容器では1個分に相当します。

表 3 - 1 ごみ排出量・減量率の目標値

(単位：t/年)

区分		平成14年度 (基準年次)	平成32年度	平成37年度	平成42年度	
ごみ	排出量	49,150	38,339	37,912	37,484	
	減量率	-	22.0%	22.9%	23.7%	
	一般廃棄物	排出量	42,762	37,581	37,154	36,726
		減量率	-	12.1%	13.1%	14.1%
	家庭ごみ	排出量	26,641	22,911	22,645	22,378
		減量率	-	14.0%	15.0%	16.0%
	事業ごみ	排出量	16,121	14,670	14,509	14,348
		減量率	-	9.0%	10.0%	11.0%
	産業廃棄物	排出量	6,389	758	758	758
		減量率	-	88.1%	88.1%	88.1%

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。

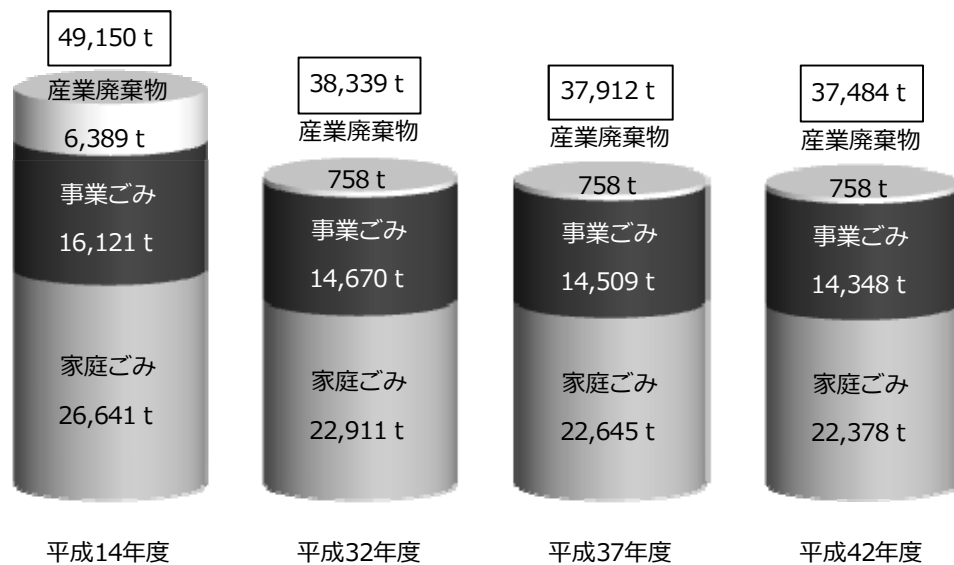


図 3 - 1 ごみ排出量の目標値

表 3 - 2 ごみの1人1日当たり排出量・減量率の目標値

区分		平成14年度 (基準年次)	平成32年度	平成37年度	平成42年度
家庭ごみの 1人1日当たり排出量	g/人・日	814	648	639	634
	減量率	-	20.3%	21.5%	22.1%
一般廃棄物 1人1日当たり排出量	g/人・日	1,307	1,064	1,048	1,041
	減量率	-	18.6%	19.8%	20.4%

※北海道廃棄物処理計画(第4次)にならい、家庭ごみの1人1日当たり排出量から資源物を除いた数値は次のとおりになります。

(参考) 平成14年度：664g/人・日 平成42年度：421g/人・日

イ リサイクル目標

天然資源の浪費を抑制し、環境負荷を軽減するため、燃やせるごみ・燃やせないごみに混入している資源物の分別推進や集団資源回収の促進等により、排出されたごみを中間処理施設で再資源化するようにリサイクル目標を設定します。

なお、事業ごみについては、民間処理施設による再資源化ルートを活用したリサイクルを促進することとしています。

② リサイクル目標

リサイクル率を平成42年度までに平成14年度の実績に比べ5ポイント以上引き上げ**20%以上**とします。

表 3 - 3 リサイクル率の目標値

区分	平成14年度 (基準年次)	平成32年度	平成37年度	平成42年度
リサイクル率	15.0%	17.8%	19.4%	20.2%

ウ 埋立処分量の減量目標

ごみの減量やリサイクルの推進、適切なごみ処理システムの推進などにより、埋立処分量をできる限り減らし、埋立処分地の延命化を図るよう目標を設定します。

③ 埋立処分量の減量目標

埋立処分する量を平成42年度までに平成14年度の実績に比べ**67%以上減量**します。

表 3 - 4 埋立処分量の目標値

(単位：t/年)

区分		平成14年度 (基準年次)	平成32年度	平成37年度	平成42年度
ごみ埋立処分量	処分量	17,639	11,006	5,825	5,657
	減量率	-	37.6%	67.0%	67.9%
一般廃棄物 埋立処分量	処分量	13,997	10,426	5,337	5,169
	減量率	-	25.5%	61.9%	63.1%
産業廃棄物 埋立処分量	処分量	3,642	581	489	489
	減量率	-	84.1%	86.6%	86.6%

※表中の数字は、四捨五入の関係から、計が合わない場合があります。